学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐために、罹患した児童生徒等が登校できない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません)。

これらの感染症の可能性があり、欠席させる場合には授業開始前に連絡をしてください。 また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示により、他の人へ感染させるおそれがなくなり、お子様を登校させる際には、 下記の<u>「学校において予防すべき感染症」による欠席届を保護者の方がご記入いただき、</u> 担任へご提出ください。

*病気の状況によっては医師の証明書を提出していただく場合があります。

担任	保健室

*文書の流れ→→

「学校において予防すべき感染症」による欠席届

東京都立南平高等学校長 殿

	年_	組	氏名				
下記の疾患について、	月	_日に医師の	D診断を受り	ナました	•0		
このため、月	目から	月	_日まで欠歴	年しまし	たが、	登校させる	ます
のでご連絡します。							
病 名:			_				
受診した医療機関名:				_			
電話番号:				_			
			令和	_年	月	目	
			促 罐 考 夕				ÉΠ